

高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例をここに公布する。

○高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

(平成 29 年 3 月 24 日条例第 1 号)

高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 10 条)
- 第 2 章 県産木材の供給及び利用の促進に関する計画(第 11 条)
- 第 3 章 県産木材に関する施策
 - 第 1 節 県産木材の供給の促進(第 12 条)
 - 第 2 節 県産木材の利用の促進(第 13 条—第 16 条)
 - 第 3 節 県産木材の好循環(第 17 条—第 20 条)
- 第 4 章 雑則(第 21 条・第 22 条)

附則

本県は、森林面積が県土の約 84 パーセントを占めるとともに、温暖多雨な気候といった自然環境を生かし、積極的に杉や檜(ひのき)の造林に取り組んできたことから、全国有数の森林県となっている。

これまでも、我々県民は、この豊かな森林から、県土の保全や水源の涵(かん)養など、多くの恩恵を受けてきた。また、森林から産出される木材を用いた建築物や工芸品には時を経るごとに美しさを増す文化的な価値があり、それらに囲まれ生活することにより、心温かな県民性が育まれてきたところである。

さらに、近年においては、森林には地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収源としての役割が、木質バイオマスには再生可能なクリーンエネルギーとしての役割が期待されている。我々県民は、こうした役割が十分に発揮される環境を整備し、循環型社会の形成を目指していかなければならない。

しかしながら、県内の森林の多くは、資源としての成熟度を増し、経済的な価値の発揮が期待される時期に来ているものの、長引く木材価格の低迷は林業生産活動の停滞を招き、そのため中山間地域から林業労働者が減少し、過疎化や高齢化を招くなど、林業を取り巻く状況は厳しさを増しており、間伐をはじめとする適正な手入れや皆伐後の造林などの森林管理は停滞し、森林の有する多面的機能の低下や災害

の発生が懸念される状況となっている。

そのため、本県では、森林の保全と中山間地域の活性化とを図るため、様々な取組を進めてきたが、さらに、本県の豊富な森林資源を良質材から低質材まで余すことなく活用することにより、県産木材の経済的価値を高めることが求められている。

こうした取組を通じて、再生林など森林管理の促進と県産木材の生産、加工、流通及び需要の拡大とによる経済活動の発展を実現し、ひいては森林の長期のサイクルに合わせた持続可能な好循環の流れを実現していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、豊かな自然に囲まれた県土を保全し、森林がもたらす多くの自然的、経済的恩恵を後世に継承していくため、林業関係者や行政はもとより県民が一体となって、本県の豊富な森林資源である県産木材の供給及び利用を促進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県産木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進による県内の林業及び木材産業の持続的な発展並びに森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 県土の保全、災害の防止、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。第12条第2号において同じ。)を行う者をいう。

[第12条第2号]

- (5) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (6) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 県産木材の供給及び利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展が本県の経済の活性化に不可欠であることに鑑み、県産木材の供給及び利用の促進により、その経済的価値の向上が図られること。
- (2) 森林が多面的機能を有するとともに再生可能な資源であることに鑑み、県産木材の供給及び利用の促進により、森林の次世代への継承及び循環型社会の形成が図られること。
- (3) 県産木材の供給と利用が密接不可分の関係にあることに鑑み、林業及び木材産業その他関係産業の効果的な連携の推進により、関係事業者の持続可能な事業経営の仕組みが構築され、ひいては県産木材の好循環の促進が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

[前条]

(市町村との連携等)

第5条 県は、前条の県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

[前条]

2 県は、市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、基本理念に基づき、県産木材の供給及び利用の促進が本県における経済の活性化及び森林の保全等に資することについての理解を深めるとともに、その日常生活及び事業活動を通じて、県産木材の利用の促進に努めるものとする。

2 県民等は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第7条 森林所有者は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるものとする。

2 森林所有者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第8条 林業事業者は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産木材の安定的な供給に積極的に努めるものとする。

2 林業事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第9条 木材産業事業者は、基本理念に基づき、県産木材の多段階の利用(まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。)等の有効利用及び安定供給の推進、加工技術の継承及び一層の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に積極的に努めるものとする。

2 木材産業事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第10条 建築関係事業者は、基本理念に基づき、県産木材に係る知識の習得、県産木材の積極的な利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に努めるものとする。

2 建築関係事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 県産木材の供給及び利用の促進に関する計画

(基本計画の策定)

第11条 知事は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的事項
- (2) 県産木材の供給及び利用の目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県産木材の供給及び利用の促進に関し必要な事項

[第1号] [前号]

3 知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

第3章 県産木材に関する施策

第1節 県産木材の供給の促進

(県産木材の供給の促進のための措置)

第12条 県は、県産木材の供給の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- (2) 県産木材の生産に係る基盤の整備並びに森林施業の集約化及び人材の育成に関すること。
- (3) 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。

第2節 県産木材の利用の促進

(県産木材の利用の促進のための措置)

第13条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 建築物、公共土木施設その他の工作物(次条において「建築物等」という。)及びこれらに係る工事における県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に関すること。

[次条]

- (2) 直交集成板、合板、木質ボード等への加工、エネルギー源としての利用等の県産木材の有効利用に関すること。
- (3) 県産木材の利用の促進を担う技術者等の育成に関すること。
- (4) 県産木材のブランド化(県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。)及び産地の認証に関すること。
- (5) 県産木材の新たな用途の開発に関すること。
- (6) 県産木材の国内外への販路の拡大に関すること。

(県の建築物等における県産木材の利用等)

第14条 県は、自ら行う建築物等の整備に当たっては、知事が別に定めるところにより、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外のものについては、原則として木造とするものとする。

2 県は、県民等による県産木材の利用を促すため、自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めるものとする。

(県産木材利用推進月間)

第15条 県民等の間に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設ける。

2 県産木材利用推進月間は、10月とする。

3 県は、県産木材利用推進月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(表彰)

第16条 県は、県産木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者の表彰を行うよう努めるものとする。

第3節 県産木材の好循環

(県産木材の好循環の創出)

第17条 県は、第12条から前条までの規定による施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県産木材の好循環を創出し、森林所有者その他県産木材に関わる者の持続可能な事業経営を図るよう努めるものとする。

[第12条] [第13条] [第14条] [第15条] [第16条] [前条]

(情報の提供)

第18条 県は、県産木材及び県産木材を利用した製品の安定的な供給並びに建築物における県産木材の利用の推進に資するため、県産木材その他の木材の流通及び消費の動向を把握するとともに、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者に対する県産木材の利用の促進に関する情報の提供に努めるものとする。

(普及啓発)

第19条 県は、森林の有する多面的機能及び断熱性、調湿性、景観の向上、癒やしの醸成等の木材の有する機能を研究し、その成果及び県産木材を利用する意義に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、県民等が県産木材に親しむための催しの開催等に努めるものとする。

3 県は、木育(県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。)の推進に努めるものとする。

(体制の整備)

第 20 条 県は、県産木材の供給及び利用に資するため、各産業の効果的な連携体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県、市町村、県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、大学等が協働して県産木材の利用を推進することができる体制の整備に努めるものとする。

第 4 章 雑則

(財政上の措置)

第 21 条 県は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第 22 条 知事は、毎年、県産木材の供給及び利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている県産木材の供給及び利用の促進に関する県の計画であって、県産木材の供給又は利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためであるものは、第 11 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。